

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市水とみどりの審議会				
事務局 (担当課)		水みどり環境課 電話042-769-8242(直通)				
開催日時		平成29年3月7日(火) 10時00分～12時30分				
開催場所		相模原市立環境情報センター2階 学習室				
出席者	委員	7人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	11人(環境共生部長、水みどり環境課長、公園課長 他8人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 報告 相模原市パークマネジメントプランについて 3 議題 (1) 相模原市緑化条例の改正について (2) 市民協働でのモニタリング調査による生物多様性の確保の進め方について 4 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

2 報告

相模原市パークマネジメントプランについて
事務局による説明の後、質疑応答を行った。

パブリックコメントで、銀河の森プレイパークの存続を希望する意見が多かったことから、暫定利用とのことではあるが、今後、プランの推進にあたっては考慮していただきたい。

プランに、様々な事業主体との連携の強化を位置付けており、今後、子育て関連施策と連携しながら取り組んでいきたい。

プランにサブタイトルを付けることで、分かりやすくなっていると思う。

プランの「本市の公園の現状」にて、都市公園の市民一人当たりの面積について、現状の数値の説明と、他都市との比較をしているが、それぞれ用いている数値の年次が違い、数値が異なっているため、注意書きを追記するなどした方がよい。

時点を明記するようにする。

3 議題

(1) 相模原市緑化条例の改正について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

条例の対象となる「みどり」とは、緑区の森林を含むものか。または、旧相模原市域の都市化したいわゆる「都市のみどり」を対象としているのか。

対象となるエリアは市域全域であるが、緑区の森林の中には、自然公園法や神奈川県自然環境保全条例などで保護・保全が図られている森林もある。このように、既に他の法令で保全等が図られている森林については、本条例で規定する必要はないものである。

荒れた森林を再生するのではなく、都市部の緑地の保全や緑化の推進を図るという視点でよいのか。人によって、「みどり」という言葉から思い浮かべるイメージが異なると思われるため、定義をしっかりと検討した方がよい。

条例における緑地の定義は、都市緑地法と同様の規定とすることを考えている。

条例案の1の目的では、「本市における緑地の保全及び緑化の推進について」

となっているが、これを「都市の緑地の保全及び緑化の推進」とすればよいのではないか。

そのような表現にする方法もあるが、条例は全市域が対象であるため、誤解を生じるおそれがあることから用いていない。

定義については、引き続き検討したい。

都市緑地法が今後改正されるようであり、これは生物多様性を推進していこうという社会になってきたと受け取れる。本市の水とみどりの基本計画に生物多様性地域戦略が位置付けされていることから、条例にも生物多様性の保全の観点を入れていただきたい。

緑地の保全や緑化の推進は、生物多様性にとっても非常に効果的なものであると認識しているものの、生物多様性の保全はみどりだけではなく、全ての生物に関するものであり、さらに生物多様性は経済的・文化的な側面を有しており、かなり広い視点が必要になることから、条例案では意図的に生物多様性という言葉を用いていない。

都市緑地法の改正で農地が緑地の定義の中に入るようであるが、条例での対応はいかがか。

都市緑地法の改正案では、このほか、市民緑地を民間団体でも設置・管理できる制度が創設させるようであるが、まだ案の段階であるため、その内容を条例案に盛り込むことは困難であると考えている。

しかし、条例案には、諸制度の活用として、条例に規定がなくとも他の法令に基づく制度については活用を図る旨の規定を盛り込んでいることから、この条文をもって新たな制度等を活用することは可能である。

諸制度の活用に、生物多様性基本法を明記していただきたい。

生物多様性基本法は、具体的な制度がない理念法であるため、明記したとしても活用方法が分かりづらいことから加えていない。

条例案の「市民緑地の設置」に、緑地の管理についての項目を追加し、森づくりパートナーシップ協定による管理を明示していただきたい。

市では、現在、9箇所の市民緑地を設置しているが、その全てで森づくりパートナーシップ協定を締結しているのではなく、街美化アダプト制度にて清掃等の管理を実施している市民緑地もある。このため、森づくりパートナーシップ協定の締結を義務付けることは、現状に照らしても困難である。

条例案では、緑地の保全に関する考え方、緑化の推進に関する考え方、行為の制限といった大きな柱を規定し、管理の手法といった制度については規則や要綱などで規定することを考えている。

市民緑地について、条文では、市と土地所有者との関係しか見えず、管理を行っている第三者の団体が見えないことから、条文に、市民協働での管理する旨を

明示していただきたい。

条例案では、8に「協働」についての規定を設け、市民緑地のみならず緑地の保全や緑化の推進については、市民協働で行うようすることとしているため、市民協働を条文ごとに盛り込むことにはしていない。

条例案の「市民緑地の設置」に、土地所有者の行為の制限等についての項目を追加し、植物を採取することや植物を植えることなどの規制をしていただきたい。

条例案の14で「行為の制限」を、15で「行為の禁止」を規定することとしており、この規定は、市民緑地の利用する方のみではなく、土地所有者にも適用されるものである。

前回の会議においても指摘したが、14の「行為の制限」に、「業として写真又は映画を撮影すること」とあるが、テレビ撮影等については規定しないのか。

他課と調整し・確認をしたが、テレビ撮影等は、映画の中に含まれる解釈としている。今後、条文ごとに解釈と運用を作成するため、その中に明記したいと考えている。

このほか意見等はあると思うが、今後どのように検討を進めていくか。

次回の会議は5月の開催予定としており、条例については最後の審議としたいと考えている。会議までに意見等があらかじめいただけるのであれば、お願いをしたい。いただいた意見等については、会議において市の考え方を説明させていただく。

(2) 市民協働でのモニタリング調査による生物多様性の確保の進め方について
事務局による説明の後、質疑応答を行った。

調査の正確性についての検証は行わないようであるが、調査を行うのであれば信頼できる結果を得た方が良いと思われるため、他指定都市の例を参考に、検証を行うべきである。

検証については行うべきと思われるが、博物館との調整を要する。今後、博物館と調整をした上で報告をする。

モニタリング調査を進めていくと、調査を実施する団体や人が多いエリアは情報が集まる反面、少ないエリアの情報が集まらないままとなってしまう。調査が足りないエリアについて、民間委託などにより市が補足調査を実施する考えはあるか。

状況を見て、補足調査の必要性等を検討していくものと考えている。

市民活動によるモニタリング調査も大変重要で、教育的・啓発的な意味合いもあるが、特定の指標種を設定し、民間委託によって、生物多様性が維持されてい

るかどうかについての客観的な調査を行う必要があるのではないか。多額の予算は投入できないと思われるが、3～4年ごとにできればよい。

団体等の希望を聴いた上で指標種を設定してエリアで調査していても、当該エリアに指標種となっていない重要な種があった場合、重要な種についてはモニタリングされていない状態となってしまう。このような状態を防ぐため、博物館と連携して、指標種を設定する際のアドバイスやコメントをできるような仕組みができないか。このことによって、調査をする側においても新たな関心につながると思われる。

指標種の設定については、まずは第一段階として、団体等の希望によって設定を行い、今後、博物館とも調整した上で、意見のあったような仕組みができればよいと考える。

さがみはら生物多様性ネットワークとの連携は、どのように考えているのか。

このモニタリング調査は市の事業として始めていくものであるが、将来的にはさがみはら生物多様性ネットワークの事業としてできればよいと考えている。モニタリング調査の依頼については、同会議の会員にも声掛けしたい。

団体等がモニタリング調査を実施していく中で、捕獲等の許可が必要となる場面があると思われる。その際に、市と一緒に手続を進めると許可が得られやすくなるため、必要な協力をしていただきたい。

モニタリング調査の指標種には、外来種は含まれるのか。

団体等からの希望があれば含まれる。特に、特定外来種については把握したいと考えている。

市民が日ごろから見ている中でのちょっとした目撃情報が重要であり、特定外来種については、入ってきた直後であれば比較的低予算で排除が可能である。まさに市民協働での取組になるので、そのような仕組みができればよい。

来年度の生物多様性シンポジウムでは、モニタリング調査を題材にして、望ましいモニタリングのあり方や市のサポート体制などを周知できるものに企画していただきたい。

4 その他

事務局から、次回の会議日程について説明した。

以上

水とみどりの審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長	出席
2	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授		出席
3	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授		出席
4	出口 忠夫	公募委員		出席
5	秋永 真里子	特定非営利活動法人境川の斜面緑地を守る会 理事		出席
6	飯塚 裕美	特定非営利活動法人みどりのお医者さん		欠席
7	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長		出席
8	高橋 孝子	特定非営利活動法人相模原こもれび 理事長	副会長	出席
9	野尾 睦彦	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)		欠席